

環境配慮型旅行推進事業助成金交付要領

5公東観地事第235号
令和5年4月17日

環境配慮型旅行推進事業助成金の交付については、環境配慮型旅行推進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、本要領の定めるところによる。

第1 内容変更

要綱第11条第1項に定める「内容を変更しようとするとき」とは、事業計画の目的又は特徴に影響を及ぼす範囲の変更、導入する機器設備の変更をいう。

第2 財産処分

1 要綱第26条第4項における財産処分による東京觀光財團への納付金の算出方法は、次の算式によるものとする。

$$E = (A - B) \times D / C$$

ここでは、

A:当該財産処分したことにより得た収入

ただし、目的外使用する場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省第15号）に基づき定率法で減価償却した場合の減価償却後の価格をもって、処分により得た収入とみなす

B:助成事業の終了後に加えられた加工費、処分のための撤去費等の費用

C:当該処分財産の「助成事業に要した経費」

D:Cに対する当該助成金の確定額

E:東京觀光財團への納付金

2 東京觀光財團への納付金額は、当該助成金の確定額から要綱第26条第4項に基づく納付金を控除した金額を限度とする。

附 則

この要領は令和5年4月27日から施行する。